

知っ得情報

若葉マーク!? 初心者マーク!?



新年度が近づくにつれ、街中でよく見かけるようになる右のマーク。左側が黄色・右側が緑色に塗り分けられていて、若葉のように見えることから、「若葉マーク」と呼ばれたり、免許を取得したてのドライバーが表示している事から「初心者マーク」と呼ばれていますが、皆さんは正式名称をご存知でしょうか?

正式名称は「初心運転者標識」といいます。運転に不慣れであることを周囲に伝えるためのもので、普通自動車免許を取得してから通算で1年間表示する義務があり、違反すると「初心運転者標識表示義務違反」となります。また、周囲の車がマークを表示した車に対し、危険防止のためなどやむを得ない場合を除いて、幅寄せ・無理な割り込みをした場合、「初心運転者等保護義務違反」となることがあります。ただし、この罰則はあくまで被害者が表示義務のある人だった場合に限られ、ペーパードライバーなど、免許取得から1年

を超えて、表示している場合は罰則の対象とはなりません。しかし運転に不慣れな方など、まだ少し運転する事が不安な方は、1年を超えても無理に外さず慣れるまで表示しておく事をお勧めします。

表示方法は?

車体の前面と後面の両方「地上0.4m以上1.2m以下の見えやすい位置」に表示しなければなりません。まれにフロントガラス内側から吸盤などで貼ってある車両を見かけますが法律違反となるので注意が必要です。

マグネットで貼るタイプは長い期間、車体に張り付けたままにしておくとも車体に変色する場合がありますため、月に一度くらいは取り付け位置を変えたほうが安心です。

これからお車の購入をお考えの方、新車から中古車などご要望にお応えさせていただきますので、お気軽に下記までお問合せください。